

# 沼田訪問看護ステーション重要事項説明書

令和3年4月改定

訪問看護は看護師などが家庭訪問して病気や生涯のために支援を必要としている方の看護を行うサービスです。介護保険サービスの他、医療保険制度でご利用できます。

主治医の治療方針、ケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行います。安心して在宅療養を続けるためのお手伝いを致します。

お申し込みは、訪問看護ステーションまたは主治医、介護支援専門員にご相談下さい。訪問看護を利用する場合は、主治医の指示書が必要となります。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

## 1. 訪問看護ステーションの概要

事業所名称	医療法人 大誠会 沼田訪問看護ステーション
事業所の所在地	群馬県沼田市久屋原町345番地1
電話番号	0278-22-0267(直通) 0278-23-1231(内田病院 夜間・休日)
代表者名	理事長 田中 志子 管理者 梅澤 久美子
法人種別	医療法人
事業所番号	医療保険 第60690011号 介護保険 第1060690011号

## 2. 訪問看護ステーションの目的と運営方針

### (1) 目的

加齢に伴い生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった方を看護及び療養上の管理その他医療処置、機能訓練を必要とする方が、その方の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援を行い、その生活の質の確保に資することを目的とします。

### (2) 運営方針

訪問看護ステーションの職員は、下記の事項を努めます。

- ①沼田訪問看護ステーションは、訪問看護サービス提供に際し、利用者及びその家族に対し利用手続き、提供方法及びサービス内容等の説明を行い、ご理解をいただける様に致します。
- ②利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力を維持し、自立した生活が営めるようにします。
- ③利用者とは話し合い、看護計画を立案し、看護を実施していきます。訪問看護計画書は法律に基づき、主治医に報告致します。

行政機関苦情受付先

【沼田市役所 民生部 高齢福祉課 介護保険係】

所在地 群馬県沼田市東原新町1801-40 電話番号 0278-23-2111

【群馬県みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護係】

所在地 群馬県利根郡みなかみ町後閑318 電話番号 0278-62-2111

【片品村役場 保険福祉課】

所在地 群馬県片品村鎌田3967-3 電話番号 0278-58-2115

【群馬県国民健康保険団体連合会】

所在地 群馬県前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1363

上記の他、お住まいの市町村(介護保険担当課)でも、苦情を受け付けています。

## 6. 業務従事者

管 理 者 梅澤 久美子  
訪問看護従事者 梅澤 久美子・戸丸 則子・藤田 陽子  
宮内 たか子・鈴木 淳子・菅原 代美(非常勤)  
江口 久美子(非常勤)  
猪狩 浩(理学療法士)  
吉岡 哲郎(作業療法士)・高橋 譲至(理学療法士)

## 7. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～日曜日
- (2) 休 日 土曜日・日曜日午後（必要があればご相談に応じます）
- (3) 営業時間 月曜日～金曜日・祝祭日：午前8時30分～午後17時30分  
土曜日・日曜日：午前8時30分～午後12時30分
- (4) 営業地域 利根郡・沼田市圏域  
圏域以外の地域でもご相談に応じます。

## 8. 訪問看護サービス内容

- (1) 病状、障害の観察、健康管理
- (2) 療養、看護、介護方法の助言
- (3) 食事に関する事柄全般(食事指導、栄養管理等)、水分補給、排泄ケア、清潔ケア
- (4) ターミナルケア
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症や精神疾患の方の看護
- (7) 褥瘡や創傷の処置
- (8) カテーテルなどの医療機器の管理

※介護予防を除く	を行った場合	
ターミナルケア加算	ターミナルケア計画を作成し、主治医と連携の下終末期看護を継続して最期まで実施した場合	2,000 円/死亡
サービス提供体制強化加算	看護師等の総数のうち勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上(I) 看護師等の総数のうち勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上(II)	(I)6 円/回 (II)3 円/回
初回加算	新規に訪問看護計画書を作成したご利用者に対して、初回の訪問看護を提供した場合	300 円/月
看護体制強化加算(I)・(II)	緊急時訪問加算算定者の占める割合が 50%以上 特別管理加算算定者の占める割合が 20%以上 ターミナルケア加算を算定 5 名以上算定している(I) ターミナルケア加算を算定 1 名以上算定している(II)	(I) 550 円/月 (II) 200 円/月 (予防)100 円/月

※緊急時訪問看護加算について、体制に対する評価であるため、実際に緊急の訪問があった場合は訪問時間に応じた訪問看護費を請求致します。ただし、夜間・早朝・深夜の加算は請求致しません。

また、例外的に特別管理加算対象者の場合月 2 回目以降の緊急訪問については提供時間帯に応じて請求致します。

#### 【実費負担】

種 類	内 容	金 額
交通費	圏域内の訪問は無料 圏域外に訪問した場合 10 km以上 1 km毎の場合	50 円/1 km
長時間訪問	特別管理対象者以外の方で1時間30分以上の訪問看護を実施した場合	3,000 円/回
エンゼルケア(死後処置) ※別紙同意書あります	ご遺体のお世話衛生材料は実費 浴衣代 下着代	13,100 円(税込) 2,500 円(税込) 1,900 円(税込)
文書代	領収証明書等文書代を作成した場合	2,200 円/通

介護保険・医療保険での特別管理加算(I)・(II)を算定する場合は以下の通りです。

#### □特別管理加算 I

- ・胃チューブ留置(経鼻・胃瘻)
- ・腹膜透析
- ・気管切開・気管カニューレ(永久気管孔を含む)
- ・膀胱留置カテーテル
- ・PTCD など(各種ドレーンなどの留置)
- ・輸液用ポート
- ・数日間継続的に行っている、サーフローによる点滴等

	特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者	1日3回以上の訪問 800円/日
緊急訪問看護加算	利用者または家族等の緊急の求めに応じて主治医の指示により、訪問看護を行った場合	265円/日
長時間訪問看護加算	人工呼吸器を使用している方で、サービス提供時間が90分を超える場合	520円/週1回
早朝・夜間・深夜加算	早朝(午前6時から午前8時まで) 夜間(午後6時から午後10時まで) 深夜(午後10時から午前6時まで)	210円/日 210円/日 420円/日
訪問看護管理療養費	月の初回訪問の場合 訪問2日目以降の場合	744円/日 300円/日
24時間対応体制加算	電話等により看護の関する意見を求められる場合に常時対応できる体制であり、緊急時訪問看護を行う体制にある場合	640円/月
特別管理加算(I)・(II)	重症度の高い利用者である場合 ※特別管理表を参照	500円/月 250円/月
退院時共同指導加算	入院中・入所中の利用者の退院(所)に当たって、医療機関又は施設職員とともに在宅療養上の指導を行い、文書より提供した場合	800円/退院時2回まで
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者で厚生労働大臣が定める状態等にある場合 ※特別管理加算対象者表を参照	200円/月
退院支援指導加算	特別管理加算対象者に、退院日に在宅での療養上の指導を行った場合	600円
在宅患者連携指導加算	月2回以上医療関係職種間で文書により共有された診療情報をもとに利用者または家族に指導を行った場合	300円/月
在宅患者緊急等カンファレンス加算	利用者の居住する場で医療関係職員が共同でカンファレンスを行い、共有した利用者または家族等に療養上必要な指導を行った場合	200円/月
訪問看護情報提供療養費	利用者の居住する市町村に利用者の同意の上、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	150円/月
ターミナルケア療養費1・2	ターミナルケア計画を作成し、主治医と連携の下終末期看護を継続して最期まで実施した場合	(1) 2,500円/死亡月 (2) 1,000円/死亡月

【実費負担(保険適用外)】

## 1 1. 看護サービス記録

- (1) 訪問看護記録を作成し、その記録は利用終了の日から、介護保険は2年間、医療保険は5年間保管致します。
- (2) 利用者とそのご家族の方は訪問看護記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に伴い必要となる金額については、依頼人に実費相当額を請求致します。

## 1 2. その他

- (1) 訪問にあたり、各種保険証を確認させていただきます。これらの証書について内容等に変更があった場合は、必ずお知らせ下さい。
- (2) やむを得ず、訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡下さい。
- (3) 当訪問看護に関する、サービス内容等につきまして、医療法人大誠会ホームページ [taiseikai-group.com](http://taiseikai-group.com) に掲載しています。